

<所得の区分に関するチェックシート>

※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険（被用者保険）や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。また後期高齢者医療制度の場合には、後期高齢者医療制度に加入の家族の方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問

- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている：「生保」に○をしてください。
 - ・受けていない：2へ
- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割・所得割の両方）が非課税ですか。
 - ・課税されていない（非課税）：3へ
 - ・非課税では無く課税されている：4へ
- 3 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下ですか。）
（※収入とは公的年金等の控除額及び障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた非課税の収入も合計します。）
 - ・80万円以下：「低1」に○をしてください。
 - ・80万円を超える：「低2」に○をしてください。
- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の被保険者の方（保険料の算定対象となっている方）が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・市町村民税額（所得割） 3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割） 2万3千5百円未満：「中間2」に○をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割） 2万3千5百円以上：「一定以上」に○をしてください。
- 5 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
 - ・該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - ・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

- ① 精神通院医療・・・統合失調症、躁うつ・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、若しくは精神保健指定医または、3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者

- ② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

- 6 その他 寄付金控除のある方については、寄付金控除前の所得に再計算が必要となります。